

東日本大震災の被災者への支援と原子力エネルギーから

自然エネルギーへの転換を求める意見書

3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらしました。

また、東京電力の福島第一原子力発電所では、地震発生時に運転していた原子炉は自動停止したものの、想定を大きく上回る津波によって非常用電源設備が全て失われた結果、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が地上や海中に放出され、我が国で初めて原子力災害特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令されました。先日には、原発事故の深刻度が「国際原子力事象評価尺度(INES)」による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、今も周辺地域では広範囲な避難指示の下、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も深刻化しています。

さらには震災後2ヶ月も経ってから、実は地震後直ぐに1号機でメルトダウンが起きて、原子炉や格納容器が損傷していたなどがわかってきている状況は誠に残念な結果です。現在もなお、懸命な作業が続けられていますが、1・2号機の原子炉建屋付近において毎時10シーベルトを超える強い放射線が測定された事が明らかになっており、今後においても予断を許さない状況に陥っています。東京電力は福島第一原子力発電所の安定化を、今年10月から来年1月ごろに目指そうとしています。不安材料は次々と出てきています。

四国では愛媛県にプルサーマルの伊方発電所が稼動していますが、その立地場所は前面海域に中央構造線断層群が存在しており、原発立地地域の不安と疑念は深刻になっています。また、近く発生すると予測されている東南海・南海地震が起これば甚大な被害が懸念されることから、今回の震災を受けて徳島県民の不安は大きく高まっています。

よって国は、福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべて

の原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するため、次の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望するものです。

記

- 1 国及び東京電力は、今回の事故により避難及び屋内待避の指示を受けた住民等に対し、十分な支援及び被害補償を行うこと。
- 2 今回の事故原因の詳細な調査結果を踏まえ、耐震設計審査の安全指針について見直しを行うこと。
- 3 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 今回の事故を受け、国民が安心できる国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 5 国、電力会社その他原子力関係機関は、二度とこのような原子力発電所事故を繰り返さないために、原子力発電所の新增設計画を見直し、既存の原子力発電所については、電力需給を勘案しつつ、順次停止し、総点検を行い、安全性が確実でない場合は再稼働を見合わせる。また、原子力エネルギーから自然エネルギーへ転換する施策を強く推し進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日

徳島県那賀町議会議長

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

経済産業大臣 原子力経済被害担当 枝野 幸男 殿

環境大臣 原発事故の収束及び再発防止担当

内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） 細野 豪志 殿

東日本大震災復興対策担当 内閣府特命担当大臣（防災） 平野 達男 殿